

平成18年5月31日(水)

於：本庁6階大会議室

## 第一回国民保護協議会議事録

(司会：部長)

皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、市民生活部長の窪田と申します。議事に入るまでの間、進行を努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議には、26名の委員と4名の代理の方にご出席していただいております。重ねて御礼申し上げます。

また、代理の方をお願いいたします。この後の議事で「小平市国民保護協議会運営規程」を制定いたします。議会運営規程の制定後から委員の代理として、審議に参加していただくこととなりますので、何卒、ご理解とご承諾について、お願い申し上げます。

さっそくですが、任命辞令の交付でございますが、本来なら市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の前に、辞令を置かせていただいております。これをもって、任命辞令の交付に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初に小林市長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(市長あいさつ)

このたび、皆様には国民保護協議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただき、また、お忙しい中、第1回小平市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会は、平成16年9月に施行されました国民保護法に基づく協議会でございます。武力攻撃事態等が起きた場合に、国から国民保護対策本部を設置するよう指定された場合には、小平市国民保護対策本部を設置し、小平市国民保護計画に基づき、市民の避難誘導等の「国民の保護のための措置」を実施しなければなりません。

この小平市国民保護計画につきましては、国民保護法の規定により、小平市国民保護協議会に諮問して作成しなければならないものとなっております。

本市におきましては、平成18年3月議会におきまして「小平市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」並びに「小平市国民保護協議会条例」を制定し、施行したところでございます。このことから、このたび平成18年度におきましては、本協議会を設置し、保護計画の策定に取り組むこととなりました。

したがって、本日、本計画を策定するにあたり、皆様方、委員の方々にお集まりいただいた次第でございます。どうか皆様のご意見、お考え等をいただき、小平市民の生命、身体及び財産を守るべく計画策定に対しまして、ご尽力を賜りますようお願い申しあげまして、第1回小平市国民保護協議会開催のあいさつといたします。

(司会：部長)

ありがとうございました。

それでは、第1回の集まりでございますので、ご出席の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思います。収入役から順番にどうぞ。

ありがとうございました。それでは、私どもの職員を紹介させていただきます。

(課長以下自己紹介)

防災安全課長の小林です。・・・防災安全課の横沢です。

(司会：部長)

以上の職員が担当いたしますので、よろしくお願いたします。

次に本協議会の会長ですが、国民保護法第40条第2項により、会長は市長をもって充てることに定められておりますので、以後の進行は会長である市長にお願いいたします。

なお、小平市では、「小平市国民保護協議会の会議の公開に関する規則」第2条第1項の規定により附属機関等の会議は公開を原則としており、公開に関する要領等については「小平市審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領」に基づき実施することといたしますので、ご了承お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(了承)(傍聴者はなし)

それでは、ご了承いただきましたので、会長、議事の進行をお願いいたします。

(会長：市長)

それでは、次第にございます日程の5を進行させていただきたいと思います。

まず最初に(1)の「小平市国民保護協議会の設置趣旨」ですが、説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：防災安全課長)

はい会長。まず、資料等の説明に入る前に、委員の任期についてご説明したいと思います。任期でございますが、法律で2年と定められておりますので、辞令書には任期の記載はしてございません。あらかじめご了承願います。

それでは、資料1の説明の前に配布資料の確認をいたしたいと思います。先ほどの「任命辞令」を除きまして、最初に「次第」、そして「小平市国民保護協議会委員名簿」、次に「参考、武力攻撃事態等の発生から国民保護計画に基づく国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施まで」、「資料1、小平市国民保護協議会の設置」、「資料2、小平市国民保護計画の審議」、「資料3、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(抜粋)」、「資料4、小平市国民保護協議会条例」、「資料5、小平市国民保護協議会運営規程(案)」、「資料6、小平市国民保護計画作成にあたり、国及び都が示した枠組み等」、「資料7、小平市国民保護計画の体系(概要)」、「資料8、小平市国民保護計画作成スケジュール(案)」、そして、関係資料綴りとして赤のファイルと「東京都国民保護モデル計画」が綴られている黄色のファイルを配布しております。よろしいでしょうか。

なお、「国民保護協議会委員名簿」ですが、この名簿はご確認のうえお持ち帰りいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、最初に参考の「武力攻撃事態等の発生から国民保護計画に基づく国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施まで」についてご説明申し上げます。武力攻撃事態等の発生とそれに伴う小平市が行うべき国民の保護のための措置を実施するまでの一連の流れでございますが、これにて国民保護の外略をご説明申し上げます。

まず、武力攻撃等の事態発生の態様は大きく二つに分けられます。

一つ目にあげられますのが武力攻撃事態でございます。その内容でございますが、地上部隊が上陸する攻撃の着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃など、四つの事態を想定しております。

二つ目は、緊急処理事態でございますが、武力攻撃に準じる手段を用いた攻撃で、原子力施設など危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃、ターミナル駅等多数の人が集合する施設や大量輸送機関等に対する攻撃、サリン等の散布など多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃、航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロなど破壊の手段として交通機関を用いた攻撃など、四つの事態を想定しております。

これら大きく分けた二つの事態発生の態様により、国は、対処基本方針を決定し、武力攻撃事態対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置いたします。そして、国の指定を受けた都道府県及び市町村は、それぞれ国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置しなければなりません。

そして、この対策本部を設置した都道府県及び市町村は、あらかじめ国民保護協議会に諮問して作成した国民保護計画に基づいて、それぞれ、必要な国民の保護のための措置を的確、迅速に実施することとなります。

本市におきましても、武力攻撃事態等が発生又は発生する恐れのあるときには、小平市国民保護協議会に諮問して作成した小平市国民保護計画に基づきまして小平市武力攻撃事態対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置し、国民の保護のための措置を的確、迅速に実施することとなります。

次に資料1の「小平市国民保護協議会の設置」についてであります。設置根拠は、国民保護法第39条で、設置目的は、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く市民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、小平市国民保護協議会を設置するものです。所掌事務ですが、1つ目は、市長の諮問に応じて市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議することです。2つ目は、1つ目の重要事項に関し、市長に意見を述べることであります。会長は市長であり、委員は国民保護法第40条第4項に掲げるもののうちから市長が任命することになります。運営については、協議会の会議は、会長が招集し、議長を務めることとなります。協議会には幹事を置き、幹事は委員を補佐します。協議会には部会も設置可能となっております。

次に資料2の「小平市国民保護計画の審議」についてであります。法・国の方針等で、国民保護法、国民保護に関する基本指針、市町村国民保護モデル計画、さらには、東京都国民保護計画及び東京都が作成した東京都区市町村国民保護モデル計画を踏まえ、平成18年度中に小平市国民保護計画を策定することとなります。

小平市の計画作成については、事務局にて計画案を策定し、小平市国民保護協議会で計画案を審議することになり、来年1月以降に計画決定する予定です。

次に資料3ですが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の抜粋」ですが、本協議会に関連するところを抜粋してお示ししております。

次に資料4ですが、本年3月に制定されました「小平市国民保護協議会条例」の全文でございます。以上でございます。

(会長：市長)

資料説明が終わりましたが、何かご質問など、ございませんか。

(質疑なし)

ご質問等ないようですので、次に(2)の「小平市国民保護協議会運営規程(案)」ですが、事務局よりご説明申し上げます。

(事務局：防災安全課長)

はい、会長。それではお手元資料5の「小平市国民保護協議会運営規程(案)」についてご説明申し上げます。この規程案は、小平市国民保護協議会条例第7条の「この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。」という条文に基づき作成したものであります。

重要と思われる部分について、朗読させていただきます。

小平市国民保護協議会運営規程

・  
・

第7条 会議の庶務は、市民生活部防災安全課において処理する。

付 則

この規程は、平成18年5月31日から施行する。

以上でございます。

(会長：市長)

資料説明が終わりましたが、何かご質問など、ございませんか。

(委員)

専門委員は設置についてはどう考えるのか

(事務局：防災安全課長)

専門委員は、原子力発電所の所在市町村等の特殊な事情を有する地方自治体が設置するものと解釈されており、当市の場合は、現時点では設置の必要は考えられておりません。

(委員)

小平市国民保護協議会条例第2条第2項で「専門委員は・・・解任されるものとする。」と規定されているが、解任するとは適切な表現ではないのではないか

(事務局：防災安全課長)

解任という表現方法は、地方公共団体では一般的に使用されている表現であり、降格や辞めさせるといった意味で使用されている訳ではございません。

(委員)

国民保護法第39条で「広く住民の意見を求め」と規定されているが、意見の収

集にはどのような手段を検討しているのか

(事務局：防災安全課長)

資料 8 の市民の欄に記載されていますが、市報やリーフレット、市のホームページを活用し広く意見を求める予定です。また、第二回の国民保護協議会終了後に市民に向け、国民保護計画(素案)に対するパブリックコメントを行い、市民からの意見を求める予定です。

(会長：市長)

他にご質問など、無いようですので、お諮りいたします。当協議会の運営規程案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないようですので、案のとおり運営規程を定めることとし、ただ今より施行することといたします。なお、運営規程が施行されましたので、代理出席された方は、ただ今から議事の決定に参加していただくようお願いいたします。

それでは、次に(3)の小平市国民保護計画の諮問手続きを行いたいと思います。諮問書について事務局から「写し」を配布させます。

事務局にて朗読願います。

(事務局：防災安全課長 朗読)

(会長：市長)

諮問手続きが無事終了いたしました。

次に(4)の「小平市国民保護計画作成にあたり、国及び都が示した枠組み等およびスケジュール」並びに「国の基本指針」、「東京都国民保護計画」、「国の市町村国民保護モデル計画」、「東京都区市町村国民保護モデル計画」について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：防災安全課長)

はい、会長。まず最初に資料 6 の「小平市国民保護計画作成、国及び都が示した枠組み等」ですが、左側の欄にて国民保護法、基本指針、国の市町村モデル計画、東京都国民保護計画、都の区市町村国民保護モデル計画の主な内容についてお示ししてございます。

右側の欄の方針 1 では、基本指針、都計画、モデル計画を基本として、

- 1 国の基本方針や都計画に応じて迅速・的確に措置を行うための行動指針
- 2 市民の理解と協力を確保
- 3 武力攻撃事態等 8 類型全体に通じる対処の基本を提示

方針 2 では、市の特性、実効性に配慮して、

- 1 小平市の特性を踏まえた対処
- 2 人口密集、昼間人口、自衛隊などの市特有の課題に対応
- 3 市が実施した訓練等の成果を反映

方針 3 では、災害対策等のしくみを最大限に活用して、

- 1 「地域防災計画」等で構築されたしくみを活用
- 2 国・都道府県・区市町村・関係機関、近隣自治体との緊密な連携・協力を重視

を重視

3 市の総力を発揮しうる全庁的な実施体制を構築  
などを作成方針といたします。

次に資料7をご覧ください。こちらが、東京都区市町村国民保護モデル計画に基づいた小平市国民保護計画の体系の概要でございます。

最後に資料8の小平市国民保護計画作成スケジュール(案)でございますが、本協議会の後、8月4日に計画素案をお示しし、10月に計画案を作成し、11月に都知事協議を行い、1月以降に計画決定する予定でございます。その後、議会報告を経て、市民に公表してまいりたいと考えております。資料の説明は以上でございますが、説明の中に出てまいりました「東京都区市町村国民保護モデル計画」をお手元に配布させていただいております。ページ数も多く、中身の詳細までご説明ができず恐縮ではございますが、お持ち帰りいただきまして、参考資料にさせていただきたいと思っております。以上です。

(会長：市長)

資料説明が終わりましたが、何かご質問など、ございませんか。

本案は、これから作成する市の計画の根幹となるものですから、是非、皆様の忌憚のないご意見・ご要望等を頂戴したいと存じます。

いかがでしょうか。

(質疑なし)

お諮りします。計画の作成及び体系については、次回の計画素案の審議の中でご審議いただき、ただいま、ご説明いたしました今後の進め方については、事務局案のとおり進めていくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日いただきましたご意見等につきましては、今後作成する原案に反映してまいりたいと思っております。その他、お気づきのことがございましたら、後日でも結構ですので事務局までお寄せいただければ幸いに存じます。その他、事務局で何かあればお願いいたします。

次回の協議会の開催は、8月4日に開催し、計画原案をご審議いただく予定でございますが、本件につきましては、改めてご連絡申し上げます。

また、事務局の連絡先をお配りした次第に載せてございます。本日の議題にかかわらず、ご意見等ございましたら、こちらで承ります。

今後とも、本市の特性に応じた、真に実効性のある計画とするため、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。これにて、本日の小平市国民保護協議会を閉会といたします。